

○三ッ林委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十五分間、質問をさせていただきます。

前半は障害者の法案について、そして後半は、今、十一月、児童虐待防止強化月間でもありますので、統一教会、エホバの証人に関係して、児童虐待防止、今回、加藤大臣が SNS での啓発のツイートも流していただきました。大変皆さん、喜んでおられます。そのことについても、後半、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、加藤大臣、四年前に、覚えてくださっているかと思いますが、京都府宇治市の知的障害者の通所施設の保護者会の会長の加治屋勝枝さんなどお目にかかっていたかまして、そのときは、障害者の方々の通所施設などの食事加算をなくさないでほしいということがこの厚労委員会で大変問題になりました。そのとき、大変お忙しい中、加藤大臣、加治屋勝枝さんを始めとする施設の保護者会の方々にお目にかかっていたかまして、最初二十分ぐらいと言われていたのを、一時間ぐらい時間を取ってくださったということで、当時は自民党の安藤裕衆議院議員が同席してくださったと聞いておりますけれども、大変喜んでおられました。優しい優しい大臣で、自分たちが持っていった、当事者の方々が作られた品物を早速大臣室に飾ってくださって、すごく優しい方だったと大変喜んでおられまして、私も、今でも会うたびに、その方々からのお話をお聞きいたします。

そして、その方々が、今回の法改正について非常に不安を持っておられるんです。御存じのように、今回、通過型のグループホームというのが法制化されるんだと。一步間違うと、そのことによって、今までついの住みかと言われていた知的障害のグループホームが、通過型になって、ついの住みかでなくなるんじゃないかということで、多くの当事者の方、また保護者の方、施設の方々は大変心配をされているんですね。

もちろん、私も、もう一年以上、厚生労働省とは、そういうことには絶対ならないようにしてほしい、知的障害の方がグループホームから意に反して追い出されることは絶対にあってはならない、そういうことにならないでほしいということを、実は一年以上前から厚生労働省さんにもお願いをさせていただきましたし、この間、きょうされんの方々からも要望をいただいております、そのことも厚生労働省と協議をずっと続けてまいりました。そういう中で、かなり厚生労働省も、当初の案よりはマイルドにというか、当事者の方々、現場の声を取り入れてくださったというふうに理解をしております。

そういう中で、まずお聞きしたいんですが、今回の法改正によって、知的障害のグループホームに関して、意に反して出されるんじゃないか、独り暮らしを強いられるんじゃないか、ついの住みかでなくなるんじゃないかという非常に大きな不安がありますけれども、そのことについて、加藤大臣、お答えください。

○加藤国務大臣 まず、今般の改正案は、グループホームにおいて独り暮らしを希望する利用者に対する支援ということでありまして、共同生活住居における日常生活上の支援に加えて、独り暮らし等に向けた支援や退居後の独り暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれている点、これは障害者総合支援法で明確化するものであります。

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として、地域で安心して生活を継続するための重要な役割を担っております。グループホームにおいて共同生活を希望する者については、改正後もこれまでどおりグループホームを利用できる仕組みとするものであります。

○山井委員 そこは非常に重要なところで、やはり、特に保護者の方々としたら、親亡き後というのが非常に心配なんですね。自分たちがいなくなった後、ついの住みかと思っていたグループホームを追い出されるんじゃないか。そうであれば、何のためのグループホームなんだという不安が非常に今回の法改正において高まっております。

そこで、お伺いをしたいんですが、当然、知的障害の方々もお年を召されて、どんどん高齢化していかれたり、あるいは重度化されるわけですね。そういう年を取って重度化されたり高齢化しても今住んでいる知的障害のグループホームに入居を続けられるようにしてほしいと思いますが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 グループホームを住まいの場として希望する方が安心して住み続けていただく、そして、実際、今、障害の方が重度化したり、あるいは高齢化したりするということがあります。そうした事態にも対応した支

援の充実を図っていけるよう、我々としても体制整備をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○山井委員 やはり、知的障害の方々を、どうやって親亡き後も安心して長生きをしてもらえるのか、それを社会全体でどうやって支えていけるのかというのは、本当に私たち政治、そして行政の大きな責任であると思います。ですから、今回の法改正によって、意に反してグループホームを追い出されることがない、そういうふうなことを確認させていただきました。

同時に、はっきり言いまして、やはり知的障害の方々というのは意思表示というのが難しいんですよ。そういう意味では、やはりそのときに丁寧に、本当に、誘導尋問したら誘導されてしまいかねない方もおられるわけですから、そういうことではなくて、本当にその方の御意思を尊重していただきたいですし、先ほど申し上げました保護者会長の加治屋さんなんかもおっしゃっておられましたけれども、少なくとも自分たちの周りでは、独り暮らしをしたいという知的障害の方というのは聞いたことがないと。だから、そういう意味では、通過型の独り暮らしできるグループホームを増やすよりは、そもそもグループホームが足りなくてみんな困っているんだから、グループホームの数を増やしてほしいということをおっしゃっています。

私も、議員になって、当選八回、二十三年ですけれども、二十三年間、地元の障害者施設の関係の方々、保護者の方々、当事者の方々からは、ついの住みかのグループホームを何とか増やしてほしい、グループホームに入居できるまでは親も安心できない、そういうことをずっと言われておりました。

そういう中で、今回、通過型によってグループホームから知的障害の方を追い出すんじゃないですよということは分かるんですけれども、やはりそれとセットで、今までのグループホームをもっともっと増やしてほしい、知的障害者のグループホームを増設するスピードを今よりアップすべきではないかと思いますが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、今回の制度の運用に当たって、今委員から御指摘があったように、グループホーム側が本人の希望や意思に基づいてサービスの提供を行っていくことが大変大事でありますので、法の施行に当たっては、グループホームのサービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の希望を把握をし、意思決定の確認を丁寧に行い、そして支援をしていく、そのことをまず周知をさせていただきたいと思います。

また、グループホームを含む障害福祉サービスについては、各市町村が地域の障害福祉ニーズを把握して障害福祉計画を策定して、計画的な整備を推進してきたところであります。

グループホームについて申し上げますと、事業所が平成二十六年の約七千か所から令和三年の一万一千か所、利用者が平成二十六年の約九・六万人から令和三年の十五・七万人になるなど、必要な整備を進めてきましたが、同時に、需要もそれだけあるということでもあります。

グループホームを含む障害福祉サービス事業所については、社会福祉施設等施設整備費補助金によって基盤整備を図っておりますが、この補助金については、令和四年度当初予算において約四十八億円を計上し、今般の補正予算において、国土強靱化の推進と障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受皿等の整備として、今の四十八億円とは別に、合計約九十九億円を計上したところでございます。

こうした予算をしっかりと活用して、必要な施設整備を図っていきたいと考えております。

○山井委員 もちろん、防衛から経済、農林水産業の振興、様々な予算を私たちも重視をしているわけですが、私はやはり、そういう中でも、この障害者福祉、特にこのグループホームというのは最優先課題の中の最優先課題だと思うんです。

二〇〇九年から二〇一〇年、民主党政権で、長妻厚生労働大臣、私は政務官で予算編成とかさせてもらいましたけれども、そのときも、今でも覚えていますけれども、ほかをちょっと、厚生労働省の予算、申し訳ないけれども、ちょっと我慢してでも障害者の予算あるいはグループホームの予算だけはちょっと増やそうよ、そんな議論を、今からもう十年前ですけれども、させていただいたことは覚えておりますので、是非ともこの知的障害者のグループホームがこれからも増えるようにしていただきたい。

それで、もう一問、それに関して、やはり新設ですね。運営費を出すのは当たり前なんですけれども、知的障害者のグループホームの新設の補助金の予算が少な過ぎる。これによって、毎年増やせる数が足りないわけですから、この新設の補助金の予算をもっと大幅に増やすべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 先ほど社会福祉施設等施設整備費補助金のことを申し上げさせていただきましたので、これについて、今委員御指摘のように、当初予算の四十八億円に加えて補正予算で合計約九十九億円を計上しているところでありますので、こうした予算をしっかりと活用して、施設整備、グループホームの整備、これを進めていきたいと考えております。

○山井委員 これは質問はしませんが、要望にとどめますけれども、それに関連して、通所の知的障害者の施設に行きますと、身体障害者、精神障害者の方々も同じなんですけれども、やはり工賃が低過ぎる、もうちょっと工賃を上げてほしいと。雨の中、風の中、雪の中、様々な作業をして汗だくになっても本当に一万円いかなかったり、本当に今安過ぎる、これを引き上げてほしいという要望がありましたので、これはお願いしたい。それと、こういう大切な尊い仕事をしてくださっている障害福祉職員さんの処遇がやはりまだまだ悪い。この十月から三%上がるとはいえ、これをもっと上げていただきたい、このことは要望としてお願いを申し上げたいと思います。

また後で障害者の福祉の質問に戻りたいと思いますが、ちょっと話題を切り替えて、今月は児童虐待防止月間になっております。そして、今、統一教会やエホバの証人のようなカルトの問題が大きな問題になっております。

今日の配付資料にもございますが、今日の配付資料の五ページ目の右。昨日付で厚生労働省が、宗教が理由でも児童虐待は許されません、子供に暴力を振るうことや食事を何日も与えないといった行為は宗教が理由でも児童虐待であり、許されません、お子さん自身や身の回りの方が虐待を受けている場合は、児童相談所虐待対応ダイヤル一八九に御連絡をとということをついでに流していただきました。

先週、私のこの質問の中で、一般国民向けにツイッターで来週中に流してほしいということをお願いしたら、そのことを受けてこういうことを昨日やっていただき、これは本当に被害者の方々、関係者の方々も大変喜んでおられます。児童虐待防止対策室長の羽野室長を先頭に、加藤厚労大臣も、この宗教的虐待という問題に、先日も、十月六日、通知も出していただきましたし、今度、年内にはQアンドAを作って、どういうものが宗教的な虐待に当たるのかということについて取り組んでくださっていることに大変皆さん感謝をしておられます。

そこでなんですが、あえて私申し上げますと、前回は申し上げましたけれども、私も高校が仏教の高校でして、社会の雑中になって社会をきれいにしなさいという仏教思想をたたき込まれて、その結果、福祉や政治に関心を持ったということもありますので、最初に申し上げておきますけれども、私は、宗教というのは人間にとってとっても大切なもの、すばらしいものだというふうに思っております。

しかし、これからお話ししますような統一教会やエホバの証人のような、一部でカルトではないかというふうなそういう非難を受けている、そういう行き過ぎた行為に関しては、このツイッターにもありますように、幾ら宗教という名において行われていても児童虐待だということで、厳しく取り締まって子供を守る責務が加藤大臣を始め私たち国会議員にあると思うんですね。

そこで御質問させていただきたいんですが、例えば、配付資料の五ページの左、今週月曜日、ここに写真が載っております、仮名でありますけれども、エホバの証人の被害者であります夏野ななさんという方が、私たちの勉強会で証言をされました。

様々な被害を訴えられましたけれども、毎日新聞の記事にもありますように、小さいとき、居眠りなどをすると、家族にトイレに連れていかれ、平手やベルトでたたかれたと。残念ながら、エホバの証人は、今は余りやっていないと言われていたんですけども、以前は、むち打ちをするということで非常に問題になっておりました。

具体的には、六ページに、その勉強会での夏野ななさんの発言がございます。読んでいただければと思いますが、途中、抜粹しますと、小さいときに、集会中に声を出したり、真面目に話を聞いていなかったり、居眠りをしたり、手遊びをしたり、ノートに落書きをしたなどがあると、トイレに連れていかれ、むちをされます。むちというと、皆さんなかなかイメージが湧かないと思いますので説明すると、まず下着を取られ、お尻を出した状態でたたかれるというもので、我が家の場合は、ごく小さいうちは平手、その後は父親の革ベルトでした。同じ組織の信者同士の間で、何を使えば子供に効率的にダメージを与えられるかという話合いが、日常的にエホバの証人の間で行われていました。ですから、これは決して一家庭としての問題ではなく、組織的に体罰が推奨されていたということの意味します。ガスホースや布団たたきや竹の物差しなどでたたかかれている子供もいました。むちの回数などですが、うちの場合は決まっておらず、親の気が済むまででした。皮膚も裂けてミミズ腫れになるので、

座ることやお風呂に入るのが地獄でしたと。

そして、こちら、右に行きます。

小学校の高学年の頃にもむちで打たれました。毎日、いつ自殺しようか、本気で悩んでいました。当時、団地の五階に住んでいたの、毎日ベランダから下を見て、ここから飛び降りれば死ぬるかどうか考えていましたが、実際に飛び降りる勇氣はありませんでした。これに関しては、今でも、あのときに飛び降りていればよかったと思っていますと。

本当に壮絶な、悲惨なお話をお聞きしました。

そのことに関して、七ページ、「よく宗教勧誘に来る人の家に生まれた子の話」ということで、ここの中の漫画、詳しくは言いませんけれども、むちで打たれるお子さんたちの漫画が出ております。余りにも悲惨な漫画ですので、ちょっと必要なところはグレーで網かけをさせていただきました。余りにも悲惨なので。

そして、その次の「カルト宗教信じてました。「エホバの証人二世」の私が二十五年間の信仰を捨てた理由」、こちらの漫画の中にも、詳しくは読みませんが、少し姿勢が崩れたとかペンを落としたという理由で何十回というむち打ちを、泣いたり叫んだりすると回数が増えるそうです、終わった後は、ありがとうと言わねばなりませんと書いてありました。

こういうのを見たときに、これはもちろん過去のこととはいえ、宗教という名の下においてこんなむごいことが行われていたのかというのは、私も、本当に政治家として、今までこういう問題が放置されていたことに反省をしております。

そこで、加藤大臣にお伺いしたいんですが、このことについて、五ページにありますように、こういう記事が出たんですね。それに対して、エホバの証人の広報担当者が、毎日新聞の取材に次のように答えております。聖書の教えに基づき、子供は愛情を持って育てるように伝えている、方法は各家庭で決めることだが、体罰をしていた親がいたとすれば残念なことだ、教えを強制することもしていないというふうに、組織的に行ったであろう虐待を、親に責任転嫁するようなコメントをしておられます。

これについて、加藤大臣、いかが思われますか。

○加藤国務大臣 個別の詳細は承知をしておりますませんが、宗教二世の方から、保護者から教団の集会への参加を強制し、そこで寝てしまった際に暴力を振るわれた、学校行事への参加を禁止された、交友関係を制限された、こういったことがなされたとの報道があることは承知をしております。

これまで申し上げているように、宗教の信仰を含め、どのような理由があるにせよ、児童虐待は許されないというものであります。そのことは、保護者に限らず、広く国民の方々に御理解いただく必要があります。

また、団体の関与の有無にかかわらず、児童虐待が行われている場合には、児童相談所等において児童の安全を確保するために一時保護等の対応をする必要もあると考えております。このため、宗教二世の方々からの相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応できるよう、具体的な対応、留意点を整理したQアンドAを年内に作成、周知することは前回御説明をさせていただきました。また、現在国会に提出中の懲戒権を削除する民法改正案が成立した暁には、その趣旨を広く国民に向けても周知していきたいと思っております。

こうしたことを進めて、児童虐待防止対策の徹底を図りたいと考えております。

○山井委員 私、今のむち打ちは一例で言ったんですけれども、繰り返し言います。私は、宗教というのは人間にとってとても大切なものだと思います。しかし、一部、こういう行き過ぎた、宗教の名において事が行われている、このことによって真つ当な宗教も私は迷惑を被るというふうに思います。

配付資料十六ページ、統一教会被害者二世の小川さゆりさんの資料をお配りをいたしました。簡単に読み上げます。

小さい頃からお小遣いはなし、両親が信者、多額の献金。誕生日、クリスマスもプレゼントはなく、髪を切るお金ももらえず、父におかっぱ頭にされたりするので髪は私も兄弟も自分で切っていた。服も学校に必要なものも使い古したもらい物ばかりで、小学校全期間いじめられた。修学旅行には何とか行かせてもらえたが、決まってお小遣いは少なく、お土産は絶対買った駄目と言われた。卒業アルバムを買ってもらえず先生たちに心配された。高校一年生から卒業後五年間、バイト代二百万円を没収された。その結果、心が病んでしまい、精神病院に一

時期入院したこともあったということなんです。

こういうふうにして、子供にお金をかけるべきじゃない、そんな余裕があるんだったら、どんどんどんどん献金をしなさいというのが統一教会の多くの教えであったりするというふうに私も聞いております。

そういうことで、一般論としてお聞きします、個別論は加藤大臣もお答えできないと思うので。一般論としてお聞きしますが、結局、こういう教義や献金の理由によって、子供のとき、服を買ってもらえない、散髪に行かせてもらえない、見た目の貧しさからいじめに遭った、このようなことは児童虐待に当たるでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、生活が厳しいということで児童虐待になるかどうかというのはもちろんあるわけですが、例えば、子供の下着等を長時間不潔にするなど衣服が極端に不適切な状況のままにする行為、これはネグレクトに該当し得るものと考えております。また、今お話がありました、子供の意に反してアルバイトの給料を取り上げ、子供の現在の生活や将来の進路等に全く資さない形で浪費する等の行為は、個々のケースの事情によっては心理的虐待やネグレクトに該当することもあり得ると考えております。

そういったことで、私ども、子ども虐待対応の手引きというものを outsourcing させていただいておりますので、それで明らかに該当する場合、また今回、そこまで言及されていない場合もありますので、しっかりそういったことも念頭にQアンドA等を策定していきたいなというふうに思っております。

○山井委員 これは本当に、今まで宗教だからということで見過ごされていたけれども、恐ろしい問題が今起こりつつあって、残念ながら、自ら命を絶ちたいというような相談も未成年の方々から今寄せられているわけです。何とかこれは私たちは命を救わねばなりません。

例えば、こういうことがあるんですね。子供のとき、あなたは神の子だから、他のサタン、悪魔ですね、サタンの子供とつき合わないようになんて言われ、交友関係を制限され、そのため孤立していじめられる。テレビ、漫画はサタンが制作しているので、恋愛物などを中心に一般のテレビ、漫画は多くが禁止され、そのためクラスメートの会話に加われず、不登校になったケースもある。

こういうふうに、教義によって、ほかの子供は悪魔の子だ、サタンの子だ、あなたは神の子だ、だからそれほど深くつき合わないでください、こういう教えを受けて、その子供は幸せになれるのでしょうか。残念ながら、私も、二十人ぐらいの統一教会の被害者の方、また、エホバの方にも数人お目にかかりましたけれども、不登校になってしまった、一番極端なケースは、未成年のときに自殺をされた、そういうケースがかなりあるんです。

加藤大臣、こういうふうに交友関係を制限される、別に殴る、蹴るじゃないですよ、でも、つき合うな、深く友達をつくるな、これはやはりむごくないですか。こういうのは児童虐待に当たりますか。

○加藤国務大臣 その行為の一つを取ってそれが直ちにというのはなかなかどうかという感じがしますけれども、それが社会的通念に照らして非常に過度なものであったり、またそうしたことが長期間にわたって繰り返し繰り返し行われる、こういった場合には、今お話があった、子供さんによっては自殺に追い込まれるとか様々な精神的な影響を受けるということ、そうした心身に深刻な影響が生じているような場合には、これは虐待に当たり得るものというふうに考えます。

○山井委員 おっしゃったように、結局これは誰かが救わないと駄目なんです。私もこの統一教会のこと、エホバの証人のこと、かなりこの三か月取り組んできましたけれども、一つ言えるのは、一番の被害者は子供であるということなんです。本当に大変な御苦労をされています。

繰り返し言いますよ。やはり、宗教のおかげで幸せになっている御家庭も私は多いと思います。最初に言ったように、私も高校は仏教の高校でよかった、そのことによっていい人生、幸せに送れたと感謝しています。多くの宗教はそうなんです。でも、一部のカルトと言われる宗教は、子供の人生を壊しかねないんです。

もう一つ、恋愛禁止についてもちょっと御質問したいと思います。

エホバの証人や統一教会では、結婚前の恋愛を禁止、結婚は信者同士という形になっていて、例えば、高校生が彼氏ができたなら、親は、地獄に落ちるから別れなさいと無理やり別れさせられる。やはり私は、それは親が関心を持って、この人はつき合ったら駄目よ、それはあると思うんです、はっきり言って。それはあります、いいんですよ。問題は、地獄に落ちるから別れろと言って、なぜかという、教義が、娘さん、息子さんが恋愛したら家族全体が地獄に落ちるという教義なんです。これはやはりあんまりだと思いませんか。その結果何が起こるかとい

うと、やはり男女関係、うまくつき合いにくくなって、幸せになりにくいということなんです。

そういう意味で、別に、恋愛禁止、恋愛自由、それは家庭の自由ですよ、はっきり言いまして。でも、恋愛したときに、地獄に落ちるとか、そういうことで無理やり脅して別れさせる、こういうふうなことをやって子供が幸せになるのか。これも児童虐待に当たるんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 今お話があった、交友関係を制限する、あるいは恋愛を禁止をする、あるいは結婚に対してそれを阻害する、こういったことがまさに言葉等の脅迫などによって行われるということであれば、これはそれぞれ、社会活動を過度に阻害する行為は心理的虐待、こうしたものに該当するという場合もあるんだろうと思います。

○山井委員 本当に、私は非常に重要な答弁だと思います。

そういう意味で、今回、QアンドAを作っていたいただいて、こういうケースも宗教が理由であっても虐待に当たり得るよ、児童相談所に相談していいよというのが、今厚生労働省が羽野室長を先頭に取り組んでくださっていることだと思います。

そこで、ちょっとまとめてお聞きしたいんですけども、これは質問通告しておりますので、以下の九点、ぱつと言いますので、虐待に当たるもの、当たらないもの、通告しておりますのでお答えください。

一番目、むち打ち。二番目、数日間一切食事をさせない。三番目、恋愛禁止。四番目、大学進学禁止。五番目、アルバイト代の没収。六番目、高額献金や子供にお金をかけない教義により服を買わない。七番目、サタンとはつき合うなという教義により交友関係の制限。八番目、漫画やテレビの禁止。九番目、輸血禁止。こういうふうなもの、どれが虐待だと思われますか。

○加藤国務大臣 まず、明らかにという思いでは、むち打ちと、それから、本来的に与えるはずの食事を数日間にわたって意図的に与えない行為、輸血が必要な場合に禁止する行為、これは身体的虐待やネグレクトに該当するんだろうというふうに思います。

その他の行為については、先ほど申し上げましたけれども、それが直ちに当たるかどうかというのはなかなか判断し得ないところがありますけれども、過度であったり長期にわたって繰り返されるといったことで子供の心身に深刻な状況が生じたような場合には、これは虐待に当たり得るものというふうに考えております。

○山井委員 これも非常に重要な答弁です。

つまり、ポイントは、合わせ技というかトータルなんです。一つ一つは虐待じゃないかもしれないけれども、それが一歳から十八歳、全部これをされた場合、その方が幸せな人生を歩みやすくなるか。繰り返し言いますけれども、こういう宗教でも、エホバや統一教会でも私は幸せだという方はたくさんおられると思います。しかし、これによって被害を受けている方もおられるんです。

そこでお伺いしたいんですけども、こういうふうな教えをトータルで十八歳まで、交友関係もかなり制限されて教えられた方というのは、やはり組織的、集団的な児童虐待の疑いがあるのではないかと。今言いましたように、交友関係制限、余りお金もかけてもらえない、大学にも余り行くなと言われる、そういうふうなことで子供は幸せになるのかということなんですけれども、あえて申し上げますが、普通の宗教のことは言いません、カルトではないかという批判が出ている統一教会やエホバの証人に関しては、やはり児童虐待的な疑いを言わざるを得ないと思います。

そういう意味では、これは、文化庁は指導はできません、はっきり言いまして。児童虐待防止の観点から、厚生労働省、加藤厚労大臣の方から、今おっしゃった内容で結構です、これこれこれが虐待というよりも、トータルでネグレクトあるいは心身に被害を及ぼしかねないということで、こういう統一教会やエホバの証人に対して指導なりをしていただくわけにはいきませんか。

○加藤国務大臣 今まで議論したのは、例えば児童福祉法の上においてということでございまして、児童福祉法上の作りというのは、指導対象はあくまでも保護者ということになります。委員の御指摘のような団体に対する指導を児童相談所が直接行うということは、今の法律の建前からしてなかなか難しいかなと思っておりますが、他方、厚労省としても、児童虐待から子供を守る必要性は強く認識しております。今お話があった団体等の第三者による教唆によって保護者が児童虐待を行っている場合、こういった場合には、警察とも連携して対応する

ことが重要と考えております。

従前から児童相談所に対し警察と迅速に情報共有を図る等の連携についてもお願いしているところであり、引き続き、こうした対応を徹底していきたいと考えております。

○山井委員 おっしゃるとおり、親が悪いという問題ではないんですよ。教えに基づいてこういうケースが極めて多いということなんです。

そこで、今回のQアンドAを作るに当たって、加藤大臣も、どのような具体例がよいのか、宗教的虐待の定義、これは駄目ですよ、これはオーケーですよとか、どのような具体例がよいかも含め、当事者や支援者の方の御意見も伺いつつ作成するというふうに加藤大臣もおっしゃっておられます。

ついでに、加藤大臣が、統一教会の二世被害者の、仮名でありますけれども小川さゆりさんや、エホバの証人の二世被害者の夏野ななさんなど、統一教会やエホバの証人の被害者の方々に直接面会をしてお話を聞いていただき、担当者の方々とともに、それでよりよいQアンドAを作っていただきたいと思うんですが、加藤大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今、大事なことは、そのQアンドAをできるだけ早く作るということでありまして、それについては、厚労省、これは事務的にということになりますが、当事者や支援者の御意見も伺いながら、この作業をまずしっかり進めさせていただきたいと思っております。

私自身、今まさにちょうどこの法案を含めていろいろな審査をしておりますので、なかなか、どのタイミングというのを今申し上げることは難しいんですが、そういった方々からお話を聞くタイミングというものも探していきたいと思っておりますが、まずはこのQアンドAの作業、これをしっかり進めさせていただきたいと思えます。

○山井委員 加藤大臣がお忙しいことは私もよく分かっておりますので。ただ、今もおっしゃったように、タイミングがもし合えばということで、もし可能でしたら、短い時間でも見つけてタイミングをつくっていただいて、小川さゆりさんや夏野ななさんを始めとする、やはり被害者本人のお話を聞いていただければと思います。

私も、昨日、今日と、電話とかあったりして、五人の方のお話をお聞きしましたがけれども、例えばある方は、高校に行きたいと言ったら、誰がお金を出すのと言われた、結局、高校に行かせてもらえず、家出をして高校に行きたと。高校に行って、その学費、誰が払ったのと聞いたら、親は払ってくれないから、結局コンビニでアルバイトして、コンビニは時給が安いんだけど、廃品というんですかね、売れ残りをもらうことができる。売れ残りをもらって何とか生き延びることができたということのある被害者の方はおっしゃっておられました、統一教会の被害者の方ですけれども。

やはり話を聞くと異常ですよ、異常。どう考えても、これはネグレクトですよ、はっきり言いまして。それで、その方に聞いたら、やはり、統一教会に入っていなかったら、そこまでのひどい仕打ちは当然されなかったと思う、一方、家の中には数百万するつぼがたくさんあって、献金はたくさんしていたと。やはり、そういう意味では、これは個人とか家庭とか親の問題ではなく教義の問題だ。

もうこれで終わりますけれども、文化庁はなかなか宗教団体には指導もできないんです、今回、質問権はされますけれども、なかなか指導はできないんです。そういう意味では、とにかく子供を児童虐待から守るという観点で、加藤大臣、羽野室長を始めとして厚生労働省の皆さんに、是非とも子供を、繰り返し言いますけれども、宗教だからじゃないんですよ、どんな理由があろうと児童虐待から子供を守らねばならない、それが宗教的な教義であっても、それは例外なく守らねばならないということで御尽力いただければと思います。

ありがとうございました。終わります。